

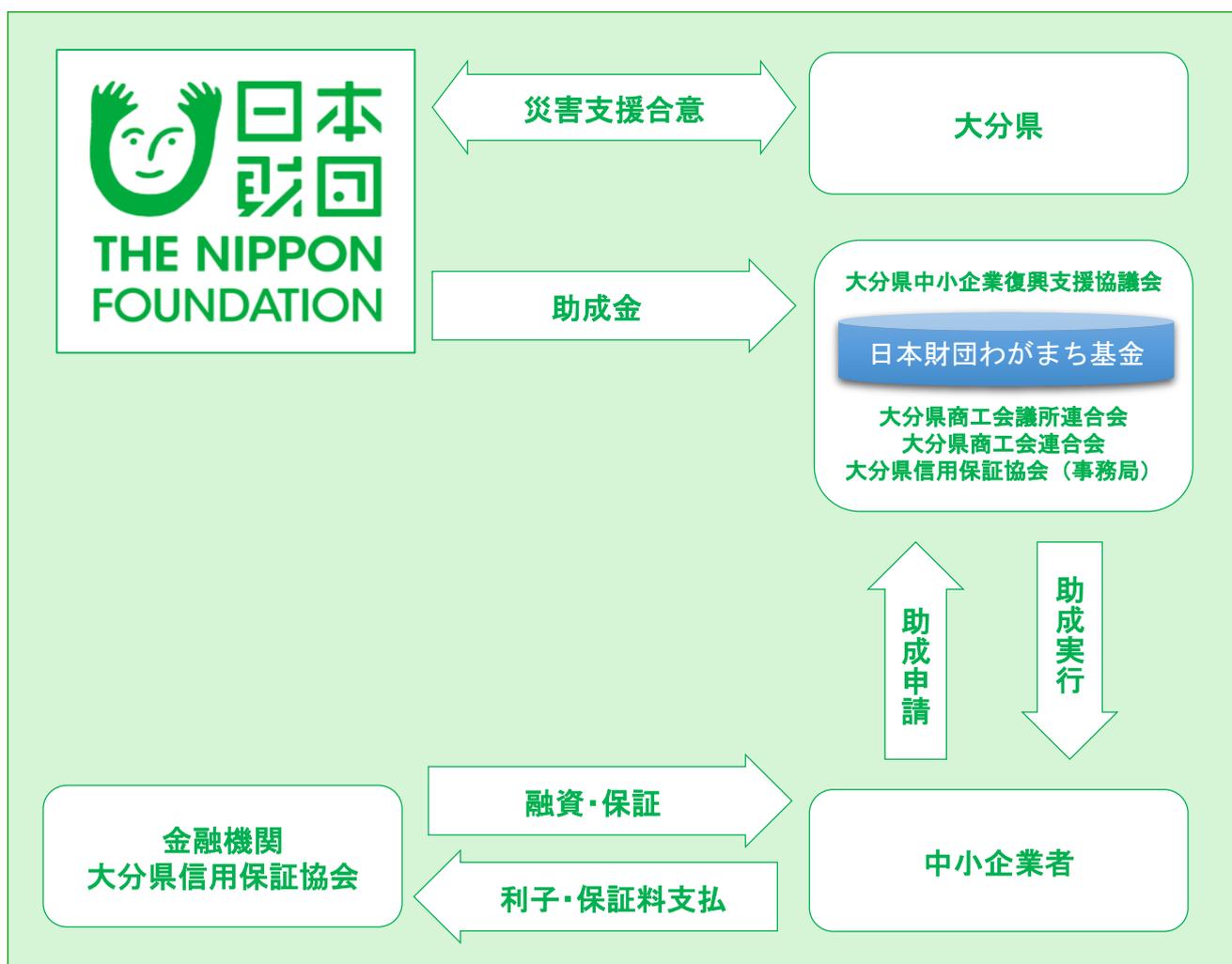
「日本財団わがまち基金」による 利子等支援事業のご案内

本事業は平成28年熊本地震で被災した中小企業者に対して、大分県制度資金における利子及び信用保証料の助成を行うものです。

公益財団法人日本財団と大分県との災害支援合意に基づく助成金によって「日本財団わがまち基金」を造成し、それを原資に運営されています。

助成に関する事務は大分県中小企業復興支援協議会が行います。

(事業スキーム)



【お問い合わせ先】

大分市金池町3-1-64 大分県信用保証協会内
大分県中小企業復興支援協議会
電話 097-500-7398 FAX 097-500-8856

1. 助成対象となる利子・信用保証料について

○対象となる制度資金

大分県の中小企業向け制度資金のうち次のもの

①おんせん県魅力アップサポート資金

大分県中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金(以下、「グループ補助金」という。)の対象となる設備復旧費用のうち自己負担部分に充てるために借入れした借入期間1年以上の証書貸付による設備資金のみ対象

(例) (必要となる費用)

(調達手段)

補助対象となる費用 4千万円	グループ補助金 (補助対象費用の3/4) 3千万円
	自己負担部分 (補助対象費用の1/4)(B) 1千万円
補助対象とならない費用 1千万円	補助対象とならない費用 1千万円

おんせん県魅力アップ
サポート資金による
借入金(A)
2千万円

助成対象となる借入金は
(B)にあたる部分のみです。
支払った利子に助成率を
乗じて助成します。
助成率: (B) / (A) = 50%

※補助対象とならない主なものについてはQ&AのQ3をご覧ください。

②大分県地域産業振興資金(災害特別融資:平成28年熊本地震)

運転資金、設備資金いずれも対象。(上記事例のケースで本制度を利用した場合、助成対象は借入金(A)となります。)

○対象となる利子及び信用保証料

上記の借入金に係る支払済みの利子(延滞利息除く)及び信用保証料。

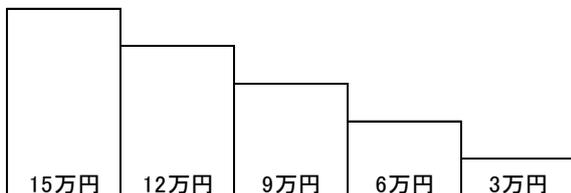
ただし、融資実行時点の支払予定利子総額及び信用保証料総額が上限。

※利子・信用保証料の助成金は原則として、6月1日から翌年5月31日(初回のみ28年4月22日から29年5月31日)までの支払済み利子等について、年1回のサイクルで8月頃に支払います。

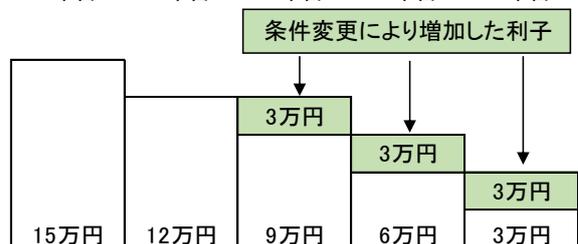
融資期間の延長や毎月返済の据置等融資条件の変更を行った結果、支払った利子及び信用保証料が増加したとしても、上限に達していなければその範囲内で助成を受けることができます。但し、その際には融資の最終期限前に助成が終了することとなります。

(イメージ) 融資実行から2年後に元金据置を1年間行った場合

融資実行時点における利子支払予定総額	45万円			
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

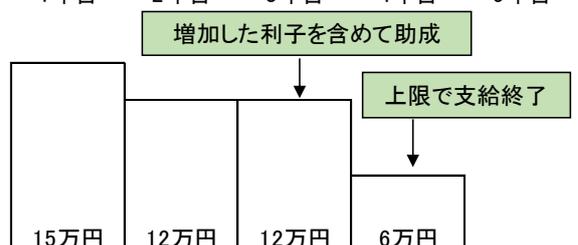


融資条件変更した後の利子総額	54万円			
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目



融資条件の変更により金融機関に支払う利子が増加(45万→54万)しましたが、支給される助成金が増えることはありません(45万)。

支給される助成金総額	45万円			
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目



※この支援事業は基金によって賄われていますので、基金の不足が見込まれる場合は支払予定利子総額及び信用保証料総額の全額助成から一部助成になることがあります。

2. 助成のスケジュールについて(予定)

助成を希望する方は申請手続きが必要となります(申請には金融機関が発行する証明書が必要です)。

協議会は申請受領後、助成金額の上限を記載した決定通知を送付します。

毎年の助成金支払は、協議会から「助成額のお知らせ」を送付した後、行います(口座情報等の変更がなければ申請者の手続きは不要となります)。

なお、以下のスケジュールについては変更となることがあります。

申請手続き(初回のみ)			助成金手続き(毎年)		
29年3月下旬	4月	5月	6月	7月	8月
申請開始のお知らせ発送	助成申請	決定通知		助成額のお知らせ (変更通知書送付)	助成金支払

3. 申請時の必要書類について

申請手続きには以下の書類が必要となります。

① 利子・信用保証料助成金交付申請書兼同意書(様式1)

② 総支払予定利息額証明書(様式2)～金融機関による証明が必要となります。～

③ 個人情報の取扱いに関する同意書(様式3)

④ 信用保証決定のお知らせ(お客様用)(写)～おんせん県魅力アップサポート資金を利用する方のみ～

※これらの書類は申請開始のお知らせ(29年3月発送予定)と併せて、対象者に送付する予定です。

なお、毎年の助成金支払について、基本的に中小企業者の手続きはありません。協議会から送付される「助成額のお知らせ」の内容をご確認いただくと共に、申請者に関する情報(商号、住所、口座番号等)に変更がある場合のみ変更届(様式6)にてお知らせください。

4. Q&A

Q1. 既に借入れている方も対象となりますか？

A. 対象となる制度資金であれば、既に借入れている方でも対象となります。

Q2. 申請受付時点で完済している場合も対象となりますか？

A. 対象となります。

Q3. 「グループ補助金の対象とならない費用」にはどういったものがありますか？

A. グループ補助金の対象費用については「大分県中小企業等グループ施設等復旧整備事業復興事業計画認定申請公募要領」に定められています。補助金の対象とならない代表的なものとして「各種税(消費税等)」「他の目的に転用される可能性が高い自動車、事務用品等」「事業用でない施設、設備」などが挙げられます。また、運転資金も対象となりません。

Q4. 借入金に「グループ補助金の対象とならない費用」に充てるためのものが含まれている場合はどうなりますか？

A. おんせん県魅力アップサポート資金をご利用になった方は、補助対象となる部分に相当する助成を行いますので、支払った利子及び信用保証料に助成率を乗じて助成します。大分県地域産業振興資金(災害特別融資:平成28年熊本地震)をご利用になった方は支払った利子が助成対象とを行います。

Q5. グループ補助金の支給までの間につなぎ資金を利用した場合、対象となりますか？

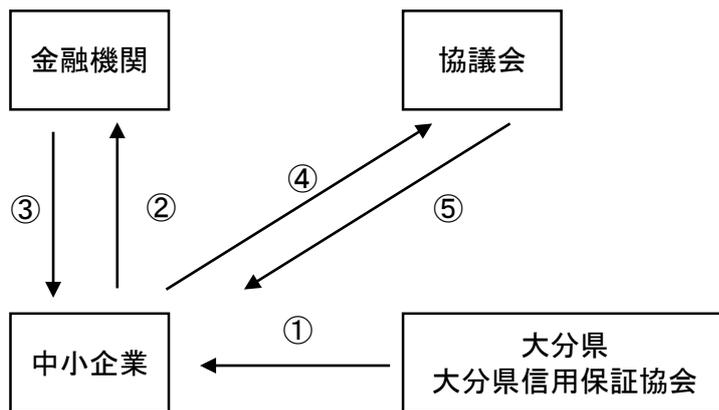
A. 大分県地域産業振興資金(災害特別融資:平成28年熊本地震)は対象となります。おんせん県魅力アップサポート資金は「借入期間1年以上の証書貸付による設備資金」のみを対象としており、対象となりません。

Q6. 基金が不足する場合はどうなりますか？

A. 基金が不足する場合は利子及び信用保証料の支払予定総額の目途がたった段階で、助成率の調整を行います。その結果、助成率が100%とならない場合があります。なお、先着順による対象となる資金の打ち切りは行いません。

5. 申請～補助金支給までの流れ

[申請]～平成29年4月予定～

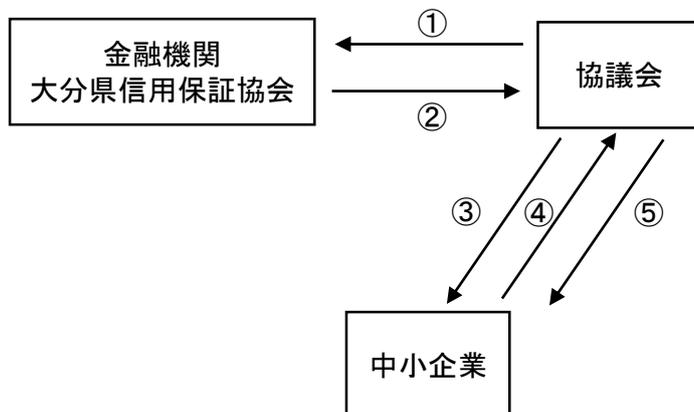


- ①申請開始のお知らせ発送
- ②証明書発行依頼
- ③証明書発行
- ④助成申請
- ⑤決定通知

初年度のみ申請の手続きを行います。

- ①申請開始のお知らせ発送
大分県と大分県信用保証協会を通じて利子・信用保証料(以下、「利子等」という。)の助成対象となる中小企業者に対してお知らせを発送します。
- ②証明書発行依頼
中小企業者は金融機関に証明書(融資実行時点の約定通りに償還を行った場合の支払予定利子総額に関するもの)を依頼します。
- ③証明書発行
金融機関は中小企業者に証明書(融資実行時点の約定通りに償還を行った場合の支払予定利子総額に関するもの)を発行します。
- ④助成申請
中小企業者は申請書と関係書類を協議会に送付します。
- ⑤決定通知
協議会は中小企業者が支払う予定の利子等の上限として助成金を決定し、決定通知を送付します。

[助成金支払]～毎年8月を予定(初回支払は平成29年8月予定)～



- ①支払利息証明依頼
- ②支払利息証明発行
- ③助成額のお知らせ
- ④(変更届送付)
- ⑤助成金支払

利子・信用保証料の助成は原則として年1回のサイクルで行い、6月1日から翌年5月31日(初回のみ28年4月22日から29年5月31日)までの支払済み利子等について行います。

- ①支払利息証明依頼(6月初旬)
協議会は中小企業者に代わって金融機関及び大分県信用保証協会に対し、支払済み利子等に関する証明書を依頼します。
 - ②支払利息証明発行(6月末)
金融機関及び大分県信用保証協会は協議会に対し、支払済み利子等に関する証明書を発行します。
 - ③助成額のお知らせ(7月中旬頃)
協議会は支払済み利子等により当該年度の助成金を決定し、中小企業者にお知らせを送付します。
 - ④(変更届提出)(7月末頃)
中小企業者は口座等の変更がある場合、協議会に変更届を送付します。
 - ⑤助成金支払(8月下旬頃)
協議会は中小企業者に助成金を支払います。
- なお、スケジュールについては変更となることがあります。